

強迫 宅建 H03-02-1 <<#866>>**【問】 正誤をつけよ。**

Aがその所有地をBに譲渡し、移転登記を完了した後、Cが、Bからその土地を賃借して、建物を建て、保存登記を完了した。その後、AがBの強迫を理由としてAB間の売買契約を取り消し、Cに対して土地の明渡し及び建物の収去を請求した。Cは、借地権に基づき、Aの請求を拒むことができる。

【答え】 誤り**<<ポイント>> 詐欺又は強迫【★入門】**

- 1 **詐欺又は強迫**による意思表示は、**取り消す**ことができる。
- 3 前2項の規定による**詐欺**による意思表示の取消しは、**善意でかつ過失がない第三者**に対抗することができない。（民法96条）

⇒ **強迫の場合、取消前の善意・無過失の第三者にも対抗することができる**

《まとめ》 詐欺・強迫 取消前の善意無過失の第三者との関係

詐欺	取消前の善意無過失の第三者に対抗することが <u>できない</u>
強迫	取消前の善意無過失の第三者にも対抗することが <u>できる</u>